

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画（仮称）」 の策定に関する基本的な考え方について

～板橋区男女平等参画審議会からの答申（概要）をお知らせします～

「男女平等参画社会実現のための第三次板橋区行動計画」が平成23年3月で計画期間が終了するに伴い、平成21年10月に板橋区長から男女平等参画審議会へ「第四次板橋区行動計画（仮称）」の策定に関する基本的な考え方について」諮問しました。

諮問を受けて男女平等参画審議会では、8回にわたり審議を重ね、平成22年7月30日に板橋区長へ答申を行いました。

答申では、経済社会の変化や国・都などの動き、これまでの板橋区における取り組み並びに区民・事業者等の意識・実態を踏まえ、「第四次板橋区行動計画」での重点課題として、新たに3つの視点を掲げることとされています。

新たな行動計画策定の視点

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

少子・高齢化、雇用環境の変化等が進展する中、長時間労働を余儀なくされた従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは男女平等参画社会実現のために不可欠です。自分の希望や価値観に応じ、あらゆる場面で活躍することができる社会をめざして、ワーク・ライフ・バランスの意義を区民・事業者に啓発するとともに、家庭・職場・地域など社会全体で取組む環境づくりを推進する必要があります。

2 配偶者からの暴力防止及び被害者支援の充実

今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図る観点から平成13年3月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律」が制定されました。しかし、女性に対する暴力そのものについて社会全般の認識は必ずしも向上していません。個人の尊厳を害し男女平等の妨げとなる配偶者暴力を防止し、被害者の包括的な支援を行うために、総合的な計画である板橋区配偶者暴力防止基本計画を策定する必要があります。

3 生活困難を抱える人々への対応

急速な高齢化の進展や未婚者・離婚者の増加は、単身世帯やひとり親世帯の増加をもたらしています。一方、非正規雇用者の増加や不況により、女性や若年層は経済的に安定した職業に就きにくい状況が生まれています。また、高齢者単身女性は、相対的貧困率が高く、経済的な基盤が脆弱であることを踏まえての対応も求められます。幼少期から高齢期まで、区民が安心して暮らせる社会をめざし、一人ひとりの経済的・精神的自立や社会参加に向けた支援を推進する必要があります。



青木会長から区長へ答申
がありました。

区ではこの答申を受けて、「第四次板橋区行動計画」を平成23年3月に策定する予定です。

植木・ふすま張り、家事援助など、ちょっとしたお手伝いであなたの暮らし、応援します！！

ソーイングルーム虹

安くて丁寧なお直し・オーダー、和服から洋服へリフォーム等、あなただけのファッション応援します。

区民まつり、地域のイベントに便利で素敵なオリジナル小物も販売しています。

独自事業

§ お仕事のご依頼は

板橋区シルバー人材センター

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6

板橋区情報処理センター2階

電話番号 3964-0871

HP検索 [板橋区シルバー人材センター]

パソコン教室

どなたでも受講できます。

「親切・丁寧・ゆっくり」ご指導しております。

入門コース、ワード初・中級、

インターネット・メール、

デジカメコース、1回2～4日間

お問合せはお気軽に！

独自事業